

福祉局萩山実務学校会計年度任用職員（心理療法担当職員）募集要項

| 項 目 | 内 容 |
|--------------|---|
| 職名及び募集人数 | 心理療法担当職員（誠明・萩山） 1名 |
| 任用根拠 | 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員 |
| 任用期間 | <p>任用の日から令和9年3月31日まで ※任用開始日は応相談</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、<u>期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u></p> |
| 勤務職場 | 東京都立萩山実務学校自立支援課（東京都東村山市萩山町1-37-1） |
| 職務内容 | 児童自立支援施設入所児童に対する心理的ケア等 |
| 応募資格・求められる能力 | <p>※ 以下のすべてに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に基づく大学の学部で心理学を修め、学士と称することを得る者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する。 ・教育、医療、福祉等の機関での臨床心理従事経験を有する。 ・上司や同僚に適切に報告、連絡、相談ができる。 ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組むことができる。 ・児童の健全育成に対する見識があり、児童福祉の推進に熱意と行動力がある。 ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる。 |
| 勤務日数 | 月16日（土日祝日勤務あり） |
| 勤務時間 | <p>① 8時30分から17時15分まで</p> <p>② 11時00分から19時45分まで</p> <p>③ 12時00分から20時45分まで</p> <p>④ 12時45分から21時30分まで</p> <p><u>上記のローテーションによる勤務</u></p> <p>所定勤務時間を超える勤務 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無</p> |
| 休憩時間 | <p>①、② 12時00分から13時00分まで</p> <p>③、④ 14時00分から15時00分まで</p> |
| 休暇等 | <p>（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>（無給） 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休業、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなるが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなる。</p> |

| | |
|-------|--|
| 報酬額 | <p>月額208,100円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円/月）</p> <p>※ 原則として毎月15日支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p> |
| 社会保険 | <p>共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用</p> <p>※ 各資格要件を満たす場合</p> |
| 応募方法等 | <p>1 応募方法</p> <p>①「会計年度任用職員申込書」(別紙)に必要事項(健康状態等については、「特記事項・自由意見」欄に記入してください。)を記載</p> <p>②課題作文(児童自立支援施設の心理療法担当職員に応募した理由等。400字程度。)</p> <p>※ 上記①及び②を同封の上、末尾記載の申込先まで郵送又は持参してください。</p> <p>2 応募期限</p> <p>随時募集</p> <p>持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで受付</p> <p>※ 順次選考を行い、合格者が任用予定人数を満たした場合は、応募を締め切ります。</p> <p>3 選考方法</p> <p>第一次選考：書類選考</p> <p>第二次選考：面接</p> <p>※ 第一次選考結果は、電話又は郵送にてお知らせします。</p> <p>※ 第二次選考(面接)の日程は、第一次選考結果と併せてお知らせします。</p> <p>※ 選考結果に関する問合せには、一切対応できません。</p> |
| 特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・ 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・ このため、予め、選考過程において書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。 |
| 申込先 | <p>〒189-0012</p> <p>東京都東村山市萩山町1-37-1</p> <p>東京都立萩山実務学校管理課庶務担当 平野</p> <p>電話042-341-6011</p> |

※ 上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。